

お客様各位

株式会社東和銀行

「外貨普通預金取引規定」、「外貨定期預金取引規定」改定のお知らせ

平素は 東和銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

下記のとおり、「外貨普通預金取引規定」及び「外貨定期預金取引規定」を改定いたしますのでお知らせいたします。この改定は外貨両替の取扱い終了に伴い、外貨現金による外貨預金の入出金の取扱いを終了したことや、令和2年4月の債権法改正を踏まえたものです。ご不明な点は、各営業店窓口までお問い合わせください。

記

1. 改定内容

(1) 外貨普通預金取引規定 (改定する箇所のみを記載いたします。)

改定前	改定後
<p>4. (預金口座への受入れ)</p> <p>(1) この預金に受入れできるものは次のとおりとします。</p> <p>① 現金 以下、略</p> <p>5. (外国通貨現金による払戻し)</p> <p>この預金の外貨現金による払戻し請求があった場合でも、当行の都合により、当行所定の為替相場により換算した当行外貨現金相当の本邦通貨により支払うことがあります。</p> <p>11. (預金の払戻し)</p> <p>19. (成年後見人等の届け出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p>	<p>4. (預金口座への受入れ)</p> <p>(1) この預金に受入れできるものは次のとおりとします。</p> <p>① <u>現金 (本邦通貨に限ります。)</u></p> <p>以下、略</p> <p>5.</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;">(以下、条文番号繰上げ)</p> <p><u>10. (預金の払戻し)</u></p> <p>(1) <u>この預金を払戻すときは、当行所定の為替相場により換算した本邦通貨により支払います。 <追加></u></p> <p><u>18. (成年後見人等の届け出)</u></p> <p>(1) <u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 <改定></u></p> <p><u>19. (規定の変更) <追加></u></p> <p>(1) <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>

(2) 外貨定期預金取引規定 (改定する箇所のみを記載いたします。)

改定前	改定後
<p>4. (預金口座への受入れ)</p> <p>(1) この預金に受入れできるものは次のとおりとします。</p> <p>①現金 以下、略</p> <p>5. (外国通貨現金による払戻し)</p> <p>この預金の外貨現金による払戻し請求があった場合でも、当行の都合により、当行所定の為替相場により換算した当行外貨現金相当の本邦通貨により支払うことがあります。</p> <p>1 6. (預金の解約・書替手続)</p> <p>(1) 自動継続型の場合</p> <p>(2) 普通定期型の場合</p> <p>(3) 次の各号の・・・</p> <p>1 8. (成年後見人等の届け出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>(2) ～ (5) 略</p>	<p>4. (預金口座への受入れ)</p> <p>(1) この預金に受入れできるものは次のとおりとします。</p> <p>①現金 (本邦通貨に限ります。)</p> <p>以下、略</p> <p>5.</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;">(以下、条文番号繰上げ)</p> <p>1 5. (預金の解約・書替手続)</p> <p>(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</p> <p>(2) この預金を払戻すときは、当行所定の為替相場により換算した本邦通貨により支払います。 <新設></p> <p>(3) 自動継続の場合 (以下、項番繰下げ)</p> <p>1 7. (成年後見人等の届け出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</p> <p>(2) ～ (5) 略</p> <p>18. (規定の変更) <新設></p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>

2. 改定日

令和元年7月1日 (月)

なお、外貨現金のご入金については7月31日まで承ります。

以上

ふれあいバンク